

2019年5月

お客さま各位

四国電力株式会社

消費税率の引き上げに伴う工事費の取扱いについて

日頃より、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、2019年10月1日から、消費税率が8%から10%へ引き上げられることとなります。

つきましては、消費税率の引き上げに伴う工事費の取扱いについて、下記のとおりご案内申し上げますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 消費税率の引き上げに伴う工事費の取扱い

お申し込みいただいた電気工事申込みによる実際の「送電日」が、2019年10月1日以降となった場合は、工事費に適用する税率が新税率（10%）となりますので、消費税分^{*1,2}について、工事完成後に精算（追加のご請求）させていただきます。

※1：税率8%（または5%）を適用した工事費を申し受けている場合に限りです。

※2：設計変更や材料単価の変動等により工事費に変更が生じた場合は、消費税分の精算とは別に精算が発生いたします。

2. 消費税分の精算（追加のご請求）が発生する代表的なケース【例】

ケース①：税率8%を適用した工事費を申し受けており、当初希望される送電日が2019年10月1日以降であり、実際の送電日も2019年10月1日以降となった申込み。

ケース②：税率8%を適用した工事費を申し受けており、当初希望される送電日が2019年9月30日以前であったものの、実際の送電日が2019年10月1日以降となった申込み。

なお、消費税率の引き上げに伴う工事費の取扱いにつきまして、今後、変更が生じた際には、あらためてお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、お近くの弊社事業場までお問い合わせください。

※電話受付時間：平日（月～金）8：40～17：20〔祝日、年末年始（12/29～1/3を除きます）〕

以上